平成２５年（フ）第１号
徳島県阿南市那賀川町中島693番地、前住所徳島県阿南市柳島町六反地63番地４
債務者　山本　弘幸
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第１号
群馬県みどり市笠懸町阿左美1861番地１　リーベン・ハオスＡ201
債務者　飯野　朝之
1　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第２号
群馬県みどり市笠懸町阿左美1861番地１　リーベン・ハオスＡ201
債務者　飯野　弘美
1　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第２２１８号
愛知県あま市本郷郷前88番地　ファミール本郷Ｂ201号室、申立時の住所名古屋市北区尾上町１番地の２　尾上団地３棟807号
債務者　松尾シールこと松栄シールこと　松尾　勲
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５５２号
愛知県大府市中央町７丁目328番地
債務者　西川ひとみ
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５９号
名古屋市昭和区丸屋町４丁目31番地の１　早瀬ビル502号
債務者　北野　敏郎
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６６８２号
大阪市旭区清水３丁目13番２号　アビタシオンエース402
債務者　齋藤　正二
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６９５号
大阪市東淀川区大道南２丁目８番16―201号
債務者　石原　理司
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５５号
大阪府守口市松町１番５―306号
債務者　西原　幸子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４０号
大阪府守口市佐太中町１丁目15番10号
債務者　和田伊津子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５２号
大阪府池田市伏尾台２丁目10番地１棟103号
債務者　小園真由美
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７９号
大阪市東淀川区井高野１丁目２番３―1406号
債務者　塩満　　敏
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２１号
大阪市東住吉区中野４丁目12番29―308号　清川ビル、前住所大阪市平野区平野西１丁目７番26号
債務者　栗山　絹代
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７０号
大阪府守口市藤田町１丁目36番17号
債務者　関　　恵
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０８号
大阪市福島区吉野５丁目８番19号
債務者　木村　明子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６２号
大阪府四條畷市雁屋南町23番27号
債務者　住川　慎治
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６５号
大阪市西成区梅南３丁目３番５号
債務者　松本　英晋
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部